

太井市有林維持補修委託に係る不適切な事務処理について

津久井地域経済課の職員が、市有林の維持補修委託を発注する際、隣接する民有地内の樹木の伐採及び枝打ちを誤って発注し、委託業者が実際に伐採等を行った事案がありました。

本件につきましては、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和元年10月に太井市有林維持補修委託業務として伐採及び枝打ちする樹木12本を業者に指示し、同年11月14日に作業を実施したところ、7本の樹木が市有地ではなく隣接地内の樹木であったことが、同月18日に土地所有者から相談を受けた神奈川県企業庁職員からの連絡で判明しました。

判明後、土地所有者に対しまして、お詫びするとともに、本件への対応について協議を進めております。

2 原因

公図や隣接土地所有者への確認を怠り、参考程度として利用すべき筆界及び地番図をもとに作成した地図のみで市有林の区域を判断したため、委託業者に誤った伐採範囲を指示し、隣接地の樹木7本を伐採及び枝打ちしたものです。

3 再発防止策

今後は、このようなことが起こらないよう、森林整備マニュアルやチェックシートの作成など、再発防止に取り組んでまいります。

<お問い合わせ先>
津久井地域経済課
直通電話 042-780-5270
対応責任者 奈良